

追記.02 2024 年 8 月 8 日

追記.01 2024 年 6 月 12 日

2024 年 6 月 10 日

化学品のリサイクル率確認登録制度：Q A 集

通し 番号	カテ ゴ リ	Q	日化協回答
Q-14	制度全般	登録製品の原材料リサイクル率について登録者の情報を正と見做すとのことだが、原材料供給元（購入先）の情報が虚偽または間違っていたことが登録後に判明した場合、登録者はその責を問われるのか？（除名処分となるのか）	当該事案判明時には速やかに製品登録は取消。 登録者の責任有無については個別に日化協審議のうえ決定。
Q-19	制度全般	リサイクル率の算出例を示してほしい。	別紙で示す。
Q-24	制度全般	会員登録と製品登録は同時申請出来るのか？	制度会員として承認、登録された法人のみ本制度への製品登録が可能となるシステム。
Q-25	制度全般	今後 LCA も確認するようになるのか？ （製品登録の必須要件になるのか）	LCA の登録は制度会員の任意。 但し、登録する場合、日化協はその信頼性を示す書類（計算書など）の確認を行う。
Q-35	制度全般	申請費用は必要か？ 制度会員登録/製品登録が認められなかった場合も支払う必要があるのか？	申請費用は不要。 会員登録費/年会費は会員登録後に支払い、製品登録費も製品登録後に支払い。
Q-42	制度全般	ISO で定められたリサイクル率か？	日化協独自の指標。
Q-43	制度全般	工場内リサイクル原料はリサイクル率の計算に加味されますか？	（仕掛品の使用、オフ品の再利用のような）工場内リサイクル材はリサイクル原料として想定していない。
Q-50	制度全般	事業報告はどういうことを報告するのか？	登録製品について、リサイクル原材料、非リサイクル原材料の使用実績と確認登録された製品の製造（出荷）実績について報告。
Q-51	制度全般	事業報告内容は事業計画と異なる場合があるが、定期検査の結果どのような判断がされるのか？	ケースバイケース。日化協で内容を確認したうえの判断となる。

Q-52	制度全般	定期検査はどのような内容か？	事業報告書をもって、登録内容の乖離や齟齬がないかを確認。
Q-57	制度全般	企業にとって本制度に製品登録するメリットは何か？	日化協の制度にリサイクル品として登録されていることで、その製品の信頼度がより上がり、相対ビジネスに於いて優位に活用してもらえるのではと考えている。 また、本制度への製品登録に際し日化協が製品のリサイクル特性の確認を行うため、登録証には製品の素性をそれなりに担保する効力があると考えており、自社製品の詳細なリサイクル特性(原料組成や原料ソース etc.)を開示せずともビジネスを取り進めることができるのではと期待している。
Q-58	制度全般	本制度は登録製品が増えることでサプライチェーンの線が見做し繋がり結果としてトレーサビリティ信頼性が上がるシステムになっているとの理解でよいのか？	Yes. 会員各社だけでなく化学業界全体のメリットに寄与できるのではと考えている。
Q-60	制度全般	製品登録の際、開示する情報の種類・数について個社の希望は反映されるのか？	試行運用開始に当たっては、会員への開示情報については大部分を申請者任意とし、開示事項は最小限にとどめた。
Q-63	制度全般	日化協は登録内容に責任を負わないことと、制度に登録することでの製品の信頼性向上には矛盾がある。	本制度の大前提は性善説であり、会員から自己申告された内容(トレーサビリティ含め)は信頼性があり、それを日化協制度に登録することでより確度が高くなる、がスタートライン。 責任主体は申請者にあることから、日化協が責任を負わないことと制度信頼性に関して矛盾が生じているとの認識はない。
Q-64	制度全般	実際のビジネスでは(登録製品如何に関わらず)、製品の詳細トレーサビリティを開示せざるを得ないのではないのか？	一般論として、実際のビジネスに於いても(各社の秘密情報も含む)全てを開示することは少ないとの認識。 本制度での登録情報にも他者への開示不可もしくは開示困難なものが含まれている。日化協に登録したデータがビジネス上の信頼を勝ち得るか否かの問題と認識、(否

			の場合は、即ち本制度は機能しないということになる)
Q-72	制度全般	最終的な対象チェーンを全化学品にした理由はなにか？ (プラスチックチェーンに限定しない理由はなにか？)	国内の年間化学品生産量は 30MMt、内プラスチックは 10MMt 程度 (1/3) に過ぎず、制度対象をプラスチック製品に限定してしまうと、国内の今後のカーボンリサイクル、カーボンニュートラルの流れの後押し効果も限定的となることを懸念している。
Q-76	制度全般	トレーサビリティを確保できる制度にすべきでは？	本登録制度の大前提、基本思想に反する。
Q-77	制度全般	既存認証システムを本登録制度に取り込むことまで計画しているのか？	No.
Q-78	制度全般	海外のエンドユーザーの要求に適合できなければ、輸出用には使えないのではないかと？	Yes. 国内のリサイクル製品普及の一助となる制度として考えている。
Q-79	制度全般	本制度が顧客要求を満足しているのか事前に確認が必要なのではないかと？	試験運用の結果から、本制度への市場からの期待値も把握できると考えている、

通し 番号	カテゴリー	Q	日化協回答
Q-1	入会申請	一企業としてではなく、事業部門毎に会員登録しても良いか？ 例えば A 株式会社 P0 事業部、A 株式会社 FF 事業部として各々別会員として入会申請したい。	”一法人、一会員”での運営を予定している。
Q-2	入会申請	会社以外に入会できないのか？	運営規程の制度会員の資格を満たせば法人の体に関わらず入会可能。
Q-3	入会申請	会社概要(代表者、資本金、株主 etc.)が変更となった場合、都度変更手続き必要か？ その方法は？	システム上試行運用期間は制度会員による途中変更はできない。(事務局への変更依頼となる) 本格運用開始までにシステム更新する予定。
Q-5	入会申請	入力に際して不明な点やトラブルが発生した際は、どこにどのように連絡すればよいのか？	申請画面記載の問合せ先(メール)に連絡願う。
Q-31	入会申請	試験運用期間に日化協会員以外の法人も入会し製品登録することが可能か？	日化協会員企業からの推薦があれば会員外も本制度の利用可能。
Q-36	入会申請	責任者と製品登録担当者の違いは何か？	責任者：本登録制度に関する法人窓口で入会申請者。制度会員の法人代表者。 製品登録担当者：各法人での製品毎担当者として製品登録申請を行う各法人の製品毎担当者。製品登録担当者として登録された方はその方のメールアドレスが ID となり、手続き毎に当該メールアドレスにワンタイムパスワードが送付。
Q-37	入会申請	制度会員の ID とパスワードは法人に対して付与されるのか？ 付与された ID とパスワードで全社員がアクセスできるのか？	法人に対しての ID 発行、アクセス権及びパスワードの付与は行わない。 責任者と製品登録担当者のメールアドレスにのみにアクセス権が付与される。
Q-47	入会申請	コンサルティング会社や情報調査会社は入会可能か？	入会申請の都度、日化協で審査し決定。
Q-48	入会申請	当面リサイクル品の製造・販売の予定は無いが、(今後のリサイクル品の取り扱い検討 or 情報収集のため)入会したいが可能か？	入会申請の都度、日化協で審査し決定。

Q-49	入会申請	海外法人は入会できるか？	国内事業者の自己申告に基づいた登録制度であり海外法人の入会は想定していない。

通し 番号	カテゴリー	Q	日化協回答
Q-6	退会	退会した場合は？	試験運用期間中は退会不可。 本格運用開始までに退会申請機能を追加。
Q-7	退会	退会したときに費用の返却はあるのか	規定書通り。 退会時、支払い済経費の返金はなし。

通し 番号	カテゴリー	Q	日化協回答
Q-74	公開情報	登録製品の分類番号の制度会員への公開について抵抗がある事業者もあるのではないか？	試験運用期間の確認事項の一つとする。

通し 番号	カテ ゴ リ ー	Q	日化協回答
Q-8	製 品 登 録 申 請	製品名と銘柄名の区別がよく わからない。	例示する。
Q-9	製 品 登 録 申 請	(廃棄物再生品原料の)有機廃 物名は申請者の勝手につけて よいのか？	登録する製品名は、登録者の任意。
Q-10	製 品 登 録 申 請	回収業者の情報((1)③ア)とは なにか？	業者名、住所。 尚、容り法登録処理事業者もしくは 産業廃棄物処理業の認可を受けて いる場合は、それらの認可番号を追 記してもよい。
Q-11	製 品 登 録 申 請	(廃棄物再生品)使用廃棄物の 使用量に入力数字は絶対量か、 廃棄物再生品当たりの使用廃 棄物量か？	細則 第5条(1)①エ。 廃棄物再生品当たり使用廃棄物量 (kg/kg)の値を記載
Q-12	製 品 登 録 申 請	”有機廃棄物の発生プロセス” (細則第5条(1)③エ)とは何 か？何を記入すればよいの か？	当該有機廃棄物の”由来”、”発生過 程”を記載。 (記載例) (PIの場合)フレコン製造プラント でのシート裁断時での切れ端 (PCの場合)A市Bごみ処理場に収 集された家庭ごみ
Q-13	製 品 登 録 申 請	有害物質情報を把握していな い場合は製品登録できないの か？((1)②ウ)	現状の化学品ビジネスに於いて、有 害情報が把握されていないモノ (SDSが未整備なモノ)が製品として 流通していないと理解。
Q-20	製 品 登 録 申 請	製品の製造工程概要とは何を 提出すればよいのか？	ブロックフローダイアグラム。 (全インプット(原材料)、アウトプ ット(製品、副生品)が示されている フローダイアグラム)(
Q-22	製 品 登 録 申 請	登録分類表での分類の仕方が 分からない場合は、何処に問い 合わせるのか？	申請画面記載の問合せ先(メール) に連絡願う。
Q-34	製 品 登 録 申 請	試験運用期間での登録製品の 対象製品は何か？	廃棄物再生品、それを使用して生産 されるケミリサ/メカリサ製品、及 びリサイクル材を原料として使用 しているプラスチック、プラスチッ ク加工品
Q-38	製 品 登 録 申 請	本制度への登録製品でないリ サイクル材を原材料として使 用している製品も登録申請で きるか？	制度会員が各規程や細則で規定さ れているリサイクル材であることを 示すことができる情報を有する 材を原材料として使用した製品な らば本登録制度への製品登録申請 可能。

Q-39	製品登録申請	登録製品の有効期間は？	登録申請後 1 年間
Q-41	製品登録申請	LCA/CFP の登録は可能か？	LCA/CFP の登録は制度会員の任意。 但し、登録する場合、日化協はその信頼性を示す書類(計算書など)の確認を行う。
Q-44	製品登録申請	マスバランス方式によるリサイクル率で登録可能か？	登録可能。
Q-45	製品登録申請	マスバランス方式適用のリサイクル材と一般方式によるリサイクル材とを原材料とした製品の登録は可能か？	マスバランス適用リサイクル製品として本制度への製品登録可能。
Q-53	製品登録申請	輸入したリサイクル材を原料とした製品の登録は可能か？	リサイクル材として第三者認証を得た輸入品を原材料として使用している製品は製品登録可能。
Q-55	製品登録申請	製品毎に登録費を支払うのか？ 制度会員は会費を支払うのか？	Yes。 登録費・会費は本制度を自立運営するための原資。
Q-56	製品登録申請	製品登録費のイメージは？ 説明資料(～100 千円/件)通りか？	自立運営を見据え、また、類似制度も参考とし、現時点での TF 検討では説明資料通りのイメージが妥当と判断している。 試行運用での結果(製品登録数、運営実務 MH、会員の意見 etc.)をみて本格運用開始までに決定。
Q-59	製品登録申請	マスバランス方式を適用したリサイクル率でも登録は可能か？	Yes.
Q-62	製品登録申請	申請画面オープンに当たっては、記入例も開示してほしい。	対応する。
Q-65	製品登録申請	登録数量は計画値(予算値)でよいのか？	見込み値(計画値)での登録も可能。
Q-66	製品登録申請	登録量が計画値で、生産量が実績と大きく乖離した場合、どのような対応となるのか。	一年後に提出してもらう事業報告書で、変更で生じた計画値と実績値との乖離の妥当性を確認する。 計画量と実績量とに大きな乖離が生じた場合、制度としてどのような対応を行うかは今後の課題と認識している。

Q-67	製品登録申請	期中で販売数量が登録量より大きく上回ることが判明した場合、その段階で再登録もしくは登録内容の修正が必要となるのか。	試験運用期間は、変更不要。今後の課題と認識。 なお、変更不要とはしたが、本制度はリサイクル原材料の素性の健全性を自己申告の形で表明してもらう制度であるので、（感覚的ではあるが）販売量の増加が登録量（計画量）の桁を超えない(10 倍<)程度であれば許容できると考えている。
Q-68	製品登録申請	分類表について。バルク製品であるポリエチレン(PE)やポリプロピレン(PP)を同じカテゴリーとしている意味は何か？ 将来、バルク製品について個別ルールを設けることを想定しているならば、開始段階から考慮したほうが良い。	本制度ではロットの大きさは登録因子になっていない。カテゴリー分類については登録申請者の判断に委ねている。
Q-69	製品登録申請	登録が開始されると当初想定していなかった原材料が出てくる可能性が高い。『その他』については予め備考欄とセットとなる申請インプット画面にすることを提案する。	反映する。
Q-73	製品登録申請	廃棄物再生品と製品の区分イメージを示してほしい。	廃棄物再生品は、リサイクラーとして廃プラをペレット化する、あるいはソートをかけて有機廃棄物（プラスチック、紙類、ゴム類、油類）のみ取り出すところまで。 例えば、混練ペレット樹脂を成型加工メーカーに販売する場合、当該混練ペレットは製品。 それより下流は全て製品の扱い。

通し 番号	カテゴリー	Q	日化協回答
Q-61	その他	本登録制度では無機物（例えばガラス）のリサイクル品も対象にするのか？	試験運用期間は制度の確からしさの確認が主目的であることからプラスチック品を対象としている。一方、無機リサイクル製品への展開の必要性は感じており、将来（本格運用以降）の課題と認識している。
Q-70	その他	”化学品のリサイクル原料率確認登録制度”の名称の方が本制度を的確に表しており分かり易い。 現名称は化学品を作るための原料の中のリサイクル率を登録する制度と理解される可能性あり。	本格運用開始までの課題の一つとする。
Q-71	その他	今後、他の業界（例えば自動車業界）との意見交換は考えているのか？	必要との認識でいるが、現時点で具体的な予定はない。 一方、関係官庁には本制度及び試行開始する旨説明済。官庁からは、将来的に自動車業界の Tier 1 を抱き込んで本制度運用を進めていければよいとの期待コメントもあり。
Q-75	その他	各社はお互いの動向をみての登録となるのか？	点（登録製品数）が多いほど線となり（サプライチェーンが繋が）、結果として制度ユーザーから信頼性を得ることができるシステム。 よって日化協会員には、まずは多くの製品を登録し、制度の悪さ加減を顕在化させて頂きたい。これらを見直し是正することで制度の完成度をあげ本格運用開始に繋がたいと考えている。 それゆえ、試験運用中は日化協予算で対応する。
Q-74	公開情報	登録製品の分類番号の制度会員への公開について抵抗がある事業者もあるのではないのか？	試験運用期間の確認事項の一つとする。